

大会

GOSENCUP スウィングビーチ牧之原国際女子オープンテニストーナメント2012  
 一球にかける思いがコートにある  
 問い合わせ 観光空港課 西川 ☎(53) 2523

大会概要

「GOSENCUP スウィングビーチ牧之原国際女子オープンテニストーナメント」は、日本女子選手が世界で活躍することを願って創設された、国内外のメジャー大会へ出場するための登竜門となる国際大会です。  
 本大会は今年で20回目を迎え、これまでに浅越しのぶさん、吉田友佳さん、中村藍子選手、藤原里華選手、森田あゆみ選手らが出場し、世界で活躍する足がかりになっています。今年も国内外から多くの選手が参加し、熱戦が繰り広げられます。  
 自由に観戦できますので、ぜひ会場に来てください。



2011大会のシングルスの様子

大会名称 GOSENCUP スウィングビーチ牧之原国際女子オープンテニストーナメント  
 オープンテニストーナメント  
 開催期間 「シングルス」▼予選10月14日(日)〜15日(月)▼本戦10月16日(火)〜21日(日)  
 「ダブルス」▼予選10月15日(日)▼本戦10月16日(火)〜20日(土)  
 会場 静波リゾートホテル・スウィングビーチ  
 試合種目 ▼一般女子シングルス  
 ▼本戦32人(予選32人) ▼ダブルス  
 ▼本戦16組(予選4組)  
 試合方法 3タイプブレイクセットマッチ(ダブルス本戦ファイナルはスーパertайプブレイク)  
 入場料 無料  
 主催 牧之原国際女子オープンテニス実行委員会  
 会場問い合わせ 静波リゾートホテル・スウィングビーチ  
 ☎(22) 1717  
 大会ホームページ <http://www.2tokai.or.jp/takasatenis/gosencup.htm>  
 \*大会以外にもプロのコーチによるテニスクリニックなどがありますので問い合わせください。

相談

相談員が解決の方法を一緒に考えます  
 困ったときはお気軽に相談してください  
 問い合わせ 市民相談センター 横山 ☎(23) 0088

市民相談センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。秘密は守られますので、独りで悩まずにまずは相談してください。  
**【相談1】 サクラサイト**  
 携帯電話で内職情報を探しているのにメールを送信した。「相談に乗ってくれたら報酬を差し上げます」というメールが届き、報酬を受け取る手続き料として、数千円を支払った。後日、数十万円の請求が来たので、クレジットカードで支払ってしまった。結局、報酬を得ることができなかった。  
**【アドバイス】**  
 高収入が得られるというメールや広告などがきっかけで出会い系サイトでメールを交換し、料金を支払っても収入を得ることはできません。不審に感じたら、メールやサイト情報を保存して市民相談センターに相談してください。

**【相談2】 通信販売**  
 健康食品の無料サンプルを注文したが、2週間後に注文をしていないはずの1カ月分の商品が届いた。業者に問い合わせたら、「サンブル到着後10日以内に取止め連絡がないと、定期購入する規定になっている」という。あらためて注文の注意点を読むと、確かに記載がある。無料だから注文したのだが、返品が可能なか。  
**【アドバイス】**  
 通信販売には、クーリングオフ制度が原則ないため、返品ができません。注文時には、面倒でも契約内容や注意事項をよく確認してから、申し込むようにしましょう。

**【相談3】 太陽光発電システム**  
 節電やエコについて興味があり、太陽光発電システムの説明を訪問業者から受けた。節電方法や効果的な電力使用の話など長時間説明を受け、その場で契約してしまった。冷静になって考えてみると、高額なので解約したい。  
**【アドバイス】**  
 クーリングオフ期間であれば解約が可能で、期間を過ぎていれば違約金が発生する可能性があります。契約はその場ですくにはしないで、冷静になる時間を取ることが必要です。また、工事の費用は複数の業者から見積もりを取り比較しましょう。

田んぼや茶畑などの農地を、住宅や工場などの建物敷地、資材置場や駐車場など農地以外の用途に変更することを「農地転用」といいます。農地を買ったり借りたりして転用する場合だけでなく、自分の所有する農地を転用する場合にも、市の許可が必要になります。(転用面積によっては、県や国の許可が必要です)  
 また、農用地区域(市が農用地として保全していくと定めた土地通常「青地」と呼ばれています)は、原則として転用できません。農地が青地かどうかは農林水産課で確認できますので、農地転用をお考えの場合は、必ず事前にご確認してください。  
 これらの制度を知らずに、許可なく農地を転用してしまうと法律違反となり、罰金などの厳しい罰則があります。  
 農地に限らず一定規模以上の土地の利活用を行う場合、市では開発しようとする区域やその周辺地域の災害を防止し、良好な自然と生活環境を確保するために、審査や指導を行っています。  
 事前に、担当課までご相談ください。

土地

土地の利活用は適正な手続きを  
 農地を転用する場合には許可が必要です  
 問い合わせ 農林水産課 羽田 ☎(53) 2618

田んぼや茶畑などの農地を、住宅や工場などの建物敷地、資材置場や駐車場など農地以外の用途に変更することを「農地転用」といいます。農地を買ったり借りたりして転用する場合だけでなく、自分の所有する農地を転用する場合にも、市の許可が必要になります。(転用面積によっては、県や国の許可が必要です)  
 また、農用地区域(市が農用地として保全していくと定めた土地通常「青地」と呼ばれています)は、原則として転用できません。農地が青地かどうかは農林水産課で確認できますので、農地転用をお考えの場合は、必ず事前にご確認してください。  
 これらの制度を知らずに、許可なく農地を転用してしまうと法律違反となり、罰金などの厳しい罰則があります。  
 農地に限らず一定規模以上の土地の利活用を行う場合、市では開発しようとする区域やその周辺地域の災害を防止し、良好な自然と生活環境を確保するために、審査や指導を行っています。  
 事前に、担当課までご相談ください。

■土地利用に係る主な規制対象

規制内容	関係法令など名称	担当課
農地を売買、農地以外に転用する場合	農地法	農林水産課
農用地区域(青地)から除外する場合	農業振興地域の整備に関する法律	
施行区域の面積が3,000㎡以上の土地の開発行為	都市計画法	都市計画課 ☎2633
施行区域の面積が1,000㎡以上の土地の区画形質の変更を伴う事業を行う場合、事前に土地利用の手続きが必要になります。	土地利用の適正化に関する指導要綱	
◆区画の変更…道路、公園などの公共施設の新設、変更または廃止を行うこと ◆形の変更…土地の形状を変更すること ◆質の変更…農地、山林、雑種地などの地目を変更すること		
1,000㎡以上の土地の掘削(深さ1m以上)・盛土(高さ2m以上)	静岡県土採取等規制条例	

\*詳細は担当課にお問い合わせください。

自治

シリーズ自治基本条例推進会議  
 第2回 市民参加のルールを検討していきます  
 問い合わせ 地域政策課 石神 ☎(23) 0053

8月8日に第2回、8月31日に第3回牧之原市自治基本条例推進会議(以下「推進会議」という)を開催したので、会議内容などについて報告します。  
**【第2回推進会議】**  
 第1回推進会議で出た意見などを踏まえて、次のように、推進会議で検討する内容について話し合いました。  
 ▼市民と行政が情報を共有するために必要なことについて  
 ▼市民が参加するために必要なことについて  
 ▼市民と行政との協働の推進について  
 ▼自治基本条例を広く周知するための普及版冊子やチラシなどの作成やその周知方法について  
 話し合いの結果、推進会議としての結論は出ず、次回に持ち越すことになりました。  
**【第3回推進会議】**  
 これまでの議論から、今後推進会議で検討する内容について、事務局から次のように提案しました。  
 ▼地方自治の本来のあり方に沿って、市民の行政への参加を制度的に保障する有効な手段として、「市民参加の推進に関する条例(仮称)」の制定について、検討していくことになりました。

この提案に関わる部分を中心に協議した結果、住みやすい地域をつくっていくために、市民の行政への参加のルールを盛り込んだ「市民参加の推進に関する条例(仮称)」の制定について、検討していくことになりました。



自治基本条例の仕組みについて説明する小野寺会長